



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第557号 令和5年3月14日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
78	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件	環境管理課
79	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 形質変更時要届出区域

小松島市和田津開町字北三九九番の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十

一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三〇番地 四アーバンナカガワ一〇三 号室	キッズサポートEve ry「to」	阿南市富岡町玉塚三三番地 二一F	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年十二月一日

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から、春闘の要求に関して、令和五年三月十七日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七 二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四 一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二 二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇 四

健生在宅ケアセンター

健生さわやか在宅介護支援センター

とくしま健生ヘルパーステーション

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一 一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中八シ五八三 四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダー八七七ー
健康西部デイサービスなでしこ